

互助組合事業
新型コロナウイルス感染防止 ガイドライン

このマニュアルは互助組合事業実施にあたり、感染防止対策として作成しています。必ずお読みいただきご参加ください。

「3密」（密集・密接・密閉）の回避 身体的距離の確保

【互助組合 感染防止対策の取り組み】

- 1) 消毒液を設置します（受付・入場時）※必要に応じて検温・健康チェックを実施。
- 2) 応対時にマスクを着用し、必要に応じて飛沫防止シート・フェイスシールドなどを設置します。
- 3) 会場の共用部分、共用物等ある場合、定期的に消毒します。
- 4) 定期的に換気を行います。
- 5) 身体的距離（ソーシャルディスタンス）を確保し、参加人数の制限を行います。

【参加する前に確認】

※下記の方は参加を控えていただきますようお願い申し上げます。

- 1) 体温測定 参加時間前4～8時間以内に発熱（37.5℃以上）の方は参加を控えてください。
- 2) 下記の症状がある方
 せき くしゃみ 痰がからむ 喉の痛み 倦怠感（だるさ）
 胸部不快感・息苦しさ 味覚・臭覚異常
- 3) 新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受けた方、またはその濃厚接触者の方
- 4) 過去14日以内に入国制限等を受けている国に渡航、またはその国の在住者と濃厚接触がある方

【参加にあたってのご協力をお願い】

- 1) マスクの着用 2) こまめな手洗い・手指消毒 3) 身体的距離の確保
- 4) 未消毒の物品の共用はお控えください。 5) 会場での飲食はお控えください。

【キャンセル料について】

実施場所および居住地において緊急事態宣言または外出自粛要請が出た場合

⇒キャンセル料 無料

※それ以外の理由によるキャンセル ⇒参加要項に記載のキャンセル料をいただきます。

【事業の中止について】

実施場所および居住地において国や自治体等から「緊急事態宣言」 または 「外出自粛要請」が出ている場合は中止となります。

【お問い合わせ】

一般社団法人 京都府教職員互助組合 文化福祉部

TEL 075 (771) 6188 FAX 075 (771) 6180

2020年7月1日現在